令 和 ８ 年 度 第 ７ 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日　　令 和 ８ 年 ９ 月 １ ６ 日

場所　　十和田市役所別館４階会議室

令和８年度第７回十和田市農業委員会総会

１．場　　所　　十和田市役所別館４階会議室

２．開 会 日 時　　令和８年９月１６日（水）　午後２時００分

３．閉 会 日 時　　令和８年９月１６日（水）　午後２時４２分

４．出席農業委員（１９名）

１番	白　山　雄治郎	２番	工　藤　優美子
３番	村　中　照　子	４番	脊　戸　潤　子
５番	沢　井　清　治	６番	小笠原　松　寿
７番	沢　目　勝　弘	８番	中　野　雄一郎
９番	芋　田　一　弘	１０番	立　崎　和　寿
１１番	山　田　利　昭	１２番	稲　田　優　憲
１３番	小　田　正　喜	１４番	外　山　康　仁
１５番	箕　輪　展　忠	１６番	杉　山　秀　明
１７番	力　石　堅太郎	１８番	山　崎　誠　一
１９番	竹　浦　寿　広		

５．欠席農業委員（０名）

６．出席農地利用最適化推進委員（１１名）

十和田湖地区	丹　上　　聡	十和田湖地区	中屋敷　光　男
三本木地区	関　川　　明	三本木地区	山　端　敏　行
四和地区	根　岸　秀　憲	深持地区	古　谷　朝　直
切田地区	若　沢　弘　幸	切田地区	田　中　　稔
大深内地区	宮　本　間　勉	藤坂地区	市　崎　貴　之
六日町地区	平　舘　龍　徳		

７．会議に付した案件

報告第 20 号　農地法第 18 条第６項の規定による通知書の受理について
報告第 21 号　農地法第３条の３の規定による届出書の受理について
報告第 22 号　農地の転用事実に関する照会について
報告第 23 号　農地等の現況について（十和田市）
議案第 21 号　農地法第３条第１項の規定に基づく許可について
議案第 22 号　十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
議案第 23 号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 24 号　農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第 25 号　十和田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

８．議事録署名委員

５番　　沢　井　清　治　　６番　　小笠原　松　寿

９．会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事　務　局　長	櫻　田　修一郎	事 務 局 次 長	佐々木　秀　樹
事務局農地係長	吉　田　武　範	事務局振興係長	戸　舘　奈津美
事 務 局 主 査	田　嶋　裕　紀	事 務 局 主 事	高　瀬　七　海
会計年度任用職員	佐々木　靖　子		

10．書　　記

会計年度任用職員　　佐々木　靖　子

―――― 開会　午後２時００分 ――――

議　　長（竹浦寿広）本日の欠席通告者はありません。出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和８年９月２日に告示招集いたしました、令和８年度第７回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議　　長（竹浦寿広）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。５番　沢井　清治委員、６番　小笠原　松寿　委員を指名いたします。

議　　長（竹浦寿広）会議書記には、佐々木　靖子　会計年度任用職員を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議　　長（竹浦寿広）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日１日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認め、総会の会期は本日１日限りと決定いたしました。

議　　長（竹浦寿広）次に報告第20号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）１ページをお願いします。報告第 20 号、農地法第 18 条第６項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第 68 条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。２ページです。農地法によるものが合計４件、18 筆、32,589 平方メートルです。今後の意向については、35 番が別人と貸借、36 番は同一人へ贈与、37 番は未定、38 番は機構で同一人と売買となっています。３ページです。農地中間管理事業によるものが合計２件、３筆、9,329 平方メートルです。今後の予定については、16 番は別人と作業受委託、17 番は別人と機構で貸借となっています。協力金の返還はありません。以上です。

議　　長（竹浦寿広）ただいまの報告について、なにかご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。よって報告第20号を報告済みといたします。

議　　長（竹浦寿広）次に報告第21号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）４ページをお願いします。報告第 21 号、農地法第３条の３の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第 19 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、５ページから８ページです。今回は合計 12 件、53 筆、99,082.87 平方メートルで、すべて相続による所有権の取得です。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、一部貸借中などとなっています。74 番からはあっせんの希望が出されています。なお、現況が宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導を行っていきたいと思います。以上です。

議　　長（竹浦寿広）ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。よって報告第21号を報告済みといたします。

議　　長（竹浦寿広）次に報告第22号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）９ページをお願いいたします。報告第22号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページです。今回の照会は合計４件、５筆、8,044平方メートルです。現地調査は、令和８年９月７日に実施し、９月８日に法務局への回答を行っております。17番は、宇樽部集会所から北東に約600メートルの地点です。照会地①は、西側に隣接している昭和36年建築の住宅の敷地の一部として使用されているほか、樹木が生育している傾斜地が含まれています。照会地②は、照会地①と同様に昭和36年建築の住宅の敷地として使用されています。いずれも相当長期間農地として利用された実績はなく、農地としての再生利用が困難であることから非農地と判断しております。18番は、西小学校から南東に約350メートルの地点です。照会地は、北西側に隣接している平成３年建築の工場敷地となっているほか、当該工場への進入路となっています。平成元年12月19日付けで資材置き場整備のため５条転用許可を受けたところであり、税務課の土地課税台帳においても現況地目が宅地であることから非農地と判断しております。19番は、十和田市南コミュニティセンターから北東に約350メートルの地点です。照会地は、昭和42年建築の工場の敷地となっていましたが、現在は工場建物は滅失しており、北側に隣接している昭和34年建築の住宅の敷地として一体的に利用されています。税

務課の土地課税台帳においても現況地目が宅地であることから非農地と判断しております。20番は、川代生活改良センターから北西に約４キロメートルの地点です。照会地は山林になっており、税務課の土地課税台帳においても現況地目が山林であり、農地としての利用は困難であることから非農地と判断しております。以上です。

議　　長（竹浦寿広）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。よって報告第22号を報告済みといたします。

議　　長（竹浦寿広）次に報告第23号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）11ページをお願いします。報告第23号、農地の現況について（十和田市)。十和田市から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。12ページです。合計２件、４筆、9,967平方メートルです。現地調査を令和８年９月７日に実施し、十和田市へは９月８日に回答しています。１番の照会地は、北平集会所から南西に約300メートルの地点です。照会地の①から③までいずれも農作物の栽培は行われておらず、雑草に覆われている状況です。農業用機械による刈り取りや耕起等を行うことにより、農地として利用可能な状態となると認められるため、農地性はあると判断されることから、いずれも農地として回答しています。２番の照会地は、指久保集会所から北東に約1,300メートルの地点です。照会地は、農作物の栽培は行われていないものの、耕起されている部分と、相当数樹木が育成し山林化している部分が含まれています。耕起されている部分については農地性がある一方で、山林化している部分は傾斜地であり、かつ相当長期間農地としての利用実績がなく、農地としての再生利用が困難な状態であると判断されることから、両部分を合わせて一部農地、一部非農地として回答しています。以上です。

議　　長（竹浦寿広）ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。よって報告第23号を報告済みといたします。

議　　長（竹浦寿広）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、山田班長、白山委員、芋田委員の３名です。９月７日に現地調査及び市役所別館４階会議室２において聴取調査を行っております。

議　　長（竹浦寿広）それでは、議案第21号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）13ページをお願いします。議案第21号、農地法第３条第１項の規定に基づく許可について。農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は、所有権の移転に関するものが14ページから16ページの合計10件、33筆、66,096.67平方メートルです。次に、賃借権、使用貸借に関するものが、17ページの合計２件、３筆、10,066平方メートルとなっております。以上です。

議　　長（竹浦寿広）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。11 番　山田　利昭　委員お願いします。

報告委員（山田利昭）議案第 21 号、農地法第３条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転 10 件、賃借権の設定１件、使用貸借による権利の設定１件の合計 12 件です。所有権の移転は、46 番から 52 番までが売買によるものです。そのほか、53 番と 55 番が知人に、54 番が母親から義理の息子にそれぞれ贈与するものです。このうち、新規取得は 51 番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、57 番が労力不足、58 番が相手方要望によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第３条第２項各号等に照らして審査した結果、農地法第３条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）山田委員、ご苦労様でした。次に、新規取得者に対する聴取調査の結果について報告をお願いします。切田地区　田中　稔　農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（田中稔）農地法第３条の許可に関する新規取得について報告をします。15 ページの所有権移転に係る申請番号 51 番の新規取得となる譲受人に対し、９月７日午後１時 30 分、市役所別館４階会議室２において調査員３名と私の、計４名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）田中推進委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は許可することに決定いたしました。

議　　長（竹浦寿広）次に議案第22号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）18ページをお願いします。議案第22号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は19ページから21ページで、このうち、一括方式の所有権に関するものが、19ページから20ページの合計６件、13筆、44,525平方メートルです。次に、一括方式の賃借権に関するものが、21ページの合計１件、１筆、3,004平方メートルで、新規となっております。以上です。

議　　長（竹浦寿広）農用地利用調整会議の結果について報告願います。十和田湖地区　丹上　聡　農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（丹上聡）21番の調整内容を報告します。８月５日午前９時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）丹上推進委員、ご苦労様でした。次に、切田地区　田中　稔　農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（田中稔）22番の調整内容を報告します。８月５日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）田中推進委員、ご苦労様でした。次に、大深内地区　宮本　間勉　農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（宮本間勉）23番と26番の調整内容を報告します。23番は８月５日午前11時、

26番は８月19日午前10時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）宮本推進委員、ご苦労様でした。次に、四和地区　根岸　秀憲農地利用最適化推進委員お願いします。

報告委員（根岸秀憲）24番の調整内容を報告します。８月５日午後１時30分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）根岸推進委員、ご苦労様でした。次に、伝法寺地区　和田　雅樹農地利用最適化推進委員が欠席のため、同地区の小笠原　松寿　農業委員に報告お願いします。

報告委員（小笠原松寿）和田　雅樹　推進委員が欠席のため、代わって25番の調整内容について報告します。８月19日午前９時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方の合意を受けたことから、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）小笠原委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は要請することに決定いたしました。

議　　長（竹浦寿広）次に、議案第 23 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）22 ページをお願いします。議案第 23 号、農地法第５条第１項の

規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は 23 ページです。今回は合計２件、４筆、19,510 平方メートルです。21 番の転用事由は、農地を親から贈与で取得し、自己住宅を建築するものです。場所は、十和田中学校から北西に約 600 メートルの地点です。農地区分は、用途地域内の第３種農地で、転用許可の見込みがあります。22 番の転用事由は、砂利採取のため１年の期間で一時転用するものです。場所は、向切田公民館から南西に約 650 メートルの地点です。農地区分は、農用地区域内農地ですが一時転用で不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。以上です。

議　　長（竹浦寿広）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。１番　白山　雄治郎　委員お願いいたします。

報告委員（白山雄治郎）農地法第５条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計２件です。９月７日午前９時に調査員３名で現地調査を行い、午後２時に市役所別館４階会議室２で聴取調査を行いましたが、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議　　長（竹浦寿広）白山委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は、許可相当とすることに決定いたしました。

議　　長（竹浦寿広）次に、議案第 24 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）24 ページをお願いします。議案第 24 号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２第２項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。内容は 25 ページです。今回の変更区分は、除外が２件、編

入１件となっており、合計３件、４筆、8,667.16 平方メートルです。１番の農地は、三本木農業恵拓高等学校から北西へ約 700 メートルの地点で、周囲は農地に囲まれています。変更理由は、携帯電話の無線基地局を建設するものです。農地区分は、第１種農地ですが、当該事業は公益性が特に高いと認められるものであり、計画地の選定及び土地利用計画からも事業計画は妥当であり、整備計画の変更は適当であると判断されます。２番の農地は、北野総合集落センターから南西へ約 550 メートルの地点で、当該地の北側は公衆用道路、東側は申出者所有の重機及び資材置き場、南側は通水路、西側は農地に囲まれています。変更理由は、既存の重機及び資材置き場の隣接地を更に拡張し、新たに重機及び資材置き場を整備するものです。農地区分は、第１種農地ですが、既存施設の２分の１以内の拡張で不許可の例外に該当し、計画地の選定及び土地利用計画からも事業計画は妥当であり、整備計画の変更は適当であると判断されます。３番の農地は、長沢集会所から北西へ約 750 メートルの地点で、当該地の北側と南側は農地、東側は水路及び農地、西側は原野に囲まれています。変更理由は、申出のあった農地を今後も農地として利用するため、農用地区域への編入を希望するものです。農地区分は、第１種農地であり、申出のあった農地は農用地区域に隣接しているほか、おおむね 10 ヘクタール以上の一団としての規模を形成している良好な営農条件を備えた農地であることから、事業計画は妥当であり、整備計画の変更は適当であると判断されます。以上です。

議　　長（竹浦寿広）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は承認することに決定いたしました。

議　　長（竹浦寿広）次に、議案第 25 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎）26 ページをお願いします。議案第 25 号、十和田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。農業委員会等に関する法律第７条第２項の規定に基づき、別紙のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について承認を求める件です。27 ページから 31 ページが改正案です。この指針は、平成 29 年度の第６回総会で承認され、農業委員と推

進委員の改選期である３年ごとに見直しを行うこととされているものです。今回の指針の改正は、令和５年度第６回総会で変更が承認された指針について、遊休農地の解消目標、担い手への農地利用集積目標、新規参入の促進目標について、農業委員会の長期的な目標として、十和田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に掲げられている、令和 11 年４月の目標数値、令和 17 年４月の目標数値の修正と、目標の達成状況に対する評価方法について修正しています。目標として設定した数値についてですが、遊休農地の解消目標について、前年度に新たに発生した緑区分の遊休農地は当該年度の解消目標として設定することとされていますので、前年度発生した新規の遊休農地はその次の年度に速やかに解消することにより、現状維持することとしております。担い手への農地利用集積目標については、県の指導を受けて農林畜産課が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる、担い手への農地利用集積率が 90 パーセントであることから、逆算で行くと毎年度 3.0 パーセントの集積率の積み上げが必要となることを受け、数値を設定しています。新規参入の促進目標については、平成 29 年度から令和７年度までの平均値を目標年度まで積み上げた数値としています。以上です。

議　　長（竹浦寿広）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

農業委員（立崎和寿）はい。

議　　長（竹浦寿広）はい。立崎委員。

農業委員（立崎和寿）10番立崎です。指針や目標については特別意見や要望はないんですけども、確認だけ１つさせてください。30ページの③の真ん中よりやや下、中山間地域等の農地の区画、形状が悪く、受け手が少ないまたは受け手がいない地域では、という次の文なんですけども、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業とあるんですが、簡易な整備事業というのはどういう内容なのか少し分かる範囲でいいですのでお答えいただければ。

事務局長（櫻田修一郎）はい。お答えします。こちらの管理機構による簡易な整備事業ですが、こちらで所管していないものですから、こちらについては今お答えすることができません。担当課の方から確認して、個別にお知らせしたいと思います。

農業委員（立崎和寿）よろしくお願いします。

議　　長（竹浦寿広）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり改定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長（竹浦寿広）ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は改定することに決定いたしました。

議　　長（竹浦寿広）以上で、今総会に付議されました議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、令和８年度第７回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦労様でした。

――――― 閉会　午後２時４２分 ―――――